入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成２９年２月９日

東広島市長　藏田　義雄

1　入札に付する事項

(1)	物品・委託役務の名称	平成２９年度東広島市立学校給食センターねずみ及び害虫等総合防除業務
(2)	物品・委託役務管理番号	13-28-0048
(3)	物品・委託役務内容	市内の各学校給食センターにおいて、ねずみ及び害虫等の総合防除を実施するもの。
(4)	納入・履行期間	平成２９年４月１日から平成３０年３月３０日まで
(5)	納入・履行(就業)場所	東広島学校給食センターほか７施設
(6)	予定価格	非公表
(7)	最低制限価格	なし
(8)	入札方式	一般競争入札
(9)	入札区分	紙入札
(10)	契約種別	総価契約

2　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア　平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>害虫防除駆除<ねずみ等害虫>
イ　法令等による登録等	問わないものとする。
ウ　技術者	問わないものとする。
エ　営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ　会社の履行実績	問わないものとする。
カ　その他	平成２６年４月１日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（1）のいずれにも該当しないこと。

3　その他の入札条件

(1)　使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。

(2)　本契約は、東広島市の建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4　日程等

手　続　き　等	期　間　・　期　日　等	場　所　・　留　意　事　項
ア　公告日	平成２９年２月９日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 電話番号　０８２－４２０－０９３０ ファックス番号　０８２－４３１－００７７
イ　仕様書及び見本等閲覧期間	平成２９年２月９日～ 平成２９年３月１日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無　：　無
ウ　質問書提出期間	平成２９年２月９日～ 平成２９年２月１６日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部　学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁北館３階） 電話番号　０８２－４２０－０９７５ ファックス番号　０８２－４２３－７５５１ 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ　回答書閲覧期間	平成２９年２月２１日～ 平成２９年３月１日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ　入札期間	平成２９年２月２７日～ 平成２９年２月２８日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ　開札日時	平成２９年３月１日 午前１１時４５分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を２回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ　事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

平成２９年度東広島市立学校給食センター
ねずみ及び害虫等総合防除業務　仕様書

１　業務名　平成２９年度東広島市立学校給食センターねずみ及び害虫等総合防除業務

２　履行期間
平成２９年４月１日から平成３０年３月３０日まで

３　施行場所及び施設面積

	調理場名	住所（東広島市）	延床面積（㎡）
1	東広島学校給食センター	田口研究団地８番５号	4,985
2	西条学校給食センター	西条中央七丁目23番41号	972
3	八本松学校給食センター	八本松町原11270番地１	986
4	福富学校給食センター	福富町下竹仁2294番地１	266
5	豊栄学校給食センター	豊栄町鍛冶屋370番地	424
6	河内学校給食センター	河内町中河内1793番地１	627
7	安芸津学校給食センター	安芸津町風早3183番地１	627
8	（仮称）北部学校給食センター	福富町久芳4361番地1	2,652

４　業務の目的
東広島市立学校給食センター（以下「センター」と言う。）における衛生的で安全な環境を保つため、安全な薬剤・資材を有効適切に使用したねずみ及び害虫等の総合防除を実施するものである。

５　業務実施にあたっての基本事項
（１）本委託業務の全部もしくは一部を再委託してはならない。
（２）「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第１２条の２による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録があること。
（３）直接業務に従事させるものは、専門的知識を持ったものとし、業務を行うにあたっては効果的な方法で行うこと。また、必要に応じ防除作業監督者を直接業務に従事させること。
（４）学校給食施設であることを充分理解したうえで業務を行うこと。
（５）文部科学省による「学校給食衛生管理基準」を熟知すること。
（６）厚生労働大臣による「建築物環境衛生維持管理要領」（平成２６年３月３１日改定）に準じて行うこと。
（７）充分な予備調査による現地把握を行い、センターの総合的な害虫防除を行えるよう計画を立てること。
（８）施行に当たっては、センター内の厨房機器類、食器及び食材等に影響を与えないこと。また、その旨の説明を行うこと。

（９）施設内（建物の外周、事務所等調理場以外の箇所も含む）について、目視等の調査を随時行い、ねずみ及び害虫等が発見された場合又は発生が予想される場合には速やかに対応すること。

(10) ねずみ、ゴキブリ、コウモリ及びその他の害虫等に関するセンターからの質疑に対し、迅速かつ的確に回答すること。

(11) 害虫等が原因と思われる事故等に対し、誠意ある対応を行うこと。

(12) 業務に必要な使用薬剤、資材及び器具等は受注者の負担とすること。

6　実施回数と実施期間

（１）総合防除：２回／年　実施

〔１回目〕　平成２９年８月１日～平成２９年８月２１日　３施設実施

〔２回目〕　平成３０年２月１日～平成３０年３月３１日　４施設実施

※具体的な日程は、その都度協議し決定する。

調理場名	１回目	２回目
東広島学校給食センター	○	○
西条学校給食センター	○	○
八本松学校給食センター	×	×
福富学校給食センター	×	×
豊栄学校給食センター	×	×
河内学校給食センター	×	×
安芸津学校給食センター	○	○
（仮称）北部学校給食センター	×	○

※八本松、福富、豊栄及び河内の各学校給食センターは、平成29年7月末日をもって閉鎖予定である。

※(仮称)北部学校給食センターは平成29年8月の供用開始予定である。

（２）点検・管理：１回／月　実施

毎月１回訪問し、調査用トラップ等を効果的に配置する。また、配置した調査用トラップや殺そ剤の点検を行い、生息が確認された場合はその都度対応し、常にねずみやゴキブリ等害虫がいないようにする。

※総合防除実施月においては、総合防除・点検・管理を併せて行うこととする。

調理場名	実施内容
東広島学校給食センター	毎月（１２か月）実施
西条学校給食センター	毎月（１２か月）実施
八本松学校給食センター	４月から７月までの各月（４か月）実施
福富学校給食センター	４月から７月までの各月（４か月）実施
豊栄学校給食センター	４月から７月までの各月（４か月）実施
河内学校給食センター	４月から７月までの各月（４か月）実施
安芸津学校給食センター	毎月（１２か月）実施
（仮称）北部学校給食センター	８月から３月までの各月（８か月）実施

※八本松、福富、豊栄及び河内の各学校給食センターは、平成29年7月末日をもって閉鎖予定である。

※(仮称)北部学校給食センターは平成29年8月の供用開始予定である。

（３）総合防除及び点検・管理の整理表

◎総合防除
○点検・管理

調理場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東広島					◎						◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西条					◎						◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安芸津					◎						◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（仮称）											◎	
北部					○	○	○	○	○	○	○	○
八本松	○	○	○	○								
福富	○	○	○	○								
豊栄	○	○	○	○								
河内	○	○	○	○								
総合防除	0				3				4			
点検・管理回数	28				16				16			

７　施　行　方　法

（１）総合防除

①施行作業内容

年２回、建物内及び建物周辺に発生する害虫の駆除・予防のために、薬剤処理する。

②使用薬剤　（薬剤については、同等品も可とする。）

ア　サフロチン乳剤（プロペタンホス）

イ　虫コロパー（フェニトロチオン・ＢＰＭＣ・シフェノトリン）

（２）点検・管理（ねずみ防除施行）

①施行工程及び作業内容

生息・環境調査で、ねずみの生息が確認された場合にはイ、ウ、エの工程にそって行う。

ア　生息・環境調査（捕獲器具の配置を含む）
（ア）ねずみの出没場所
（イ）ねずみの侵入口、侵入箇所
（ウ）ねずみの通路
（エ）ねずみの巣、生息箇所
（オ）被害物と被害程度
（カ）ねずみの食料源とその内容
（キ）建物周辺の状況
（ク）残菜の処理その他

イ　殺そ工程
（ア）喫食状況の調査
（イ）殺そ剤の配置
（ウ）死その回収
（エ）殺そ完了の確認

ウ　防そ工程
（ア）環境点検整備
（イ）防そ資材による進入経路の遮断

エ　保全工程

（ア）状況調査（糞、足跡の有無）
（イ）再殺そ作業
（ウ）再防そ作業
②使用薬剤及び資材（薬剤については、同等品以上も可とする。ただし、薬事法の認可をとった薬剤に限る。）
ア　殺そ剤
（ア）レッドラン（ワルファリン０．１％）
（イ）エンドックス（エンドロサイド０．７５％）
（ウ）チューモアブロック（ワルファリン０．1％）（建物外部で使用）
イ　捕獲器具
　　粘着捕そシート
ウ　防そ資材
（ア）防そブラシ
（イ）防そパテ
（ウ）金網・トタン等

（３）点検・管理（ゴキブリ防除施行）
①施行工程及び作業内容
　生息・環境調査で、ゴキブリ等の生息が確認された場合にはイ・ウ・エの工程にそって行う。
ア　生息・環境調査（トラップの配置を含む）
（ア）ゴキブリ等の種類の同定
（イ）生息群居場所の発見
（ウ）総合環境調査
イ　駆除予防作業
（ア）事前処理
　薬剤による汚染防止のため、食品材料など薬を付着させてはいけない物については、前もって他の場所に移動させるか覆いをすること。
（イ）薬剤処理
　施行場所に適した工法で処理を行うこと。
　Ａ　残留噴霧法
　Ｂ　残留塗布法
　Ｃ　注入法
　Ｄ　ＵＬＶ法
　Ｅ　ベイト法
（ウ）事後確認
　器物破損の有無、その他薬剤汚染の有無を確認し、調理業務等運営に支障をきたす場合は、受注者の負担により現状復帰させること。
ウ　効果判定
エ　点検保全作業
②使用薬剤（薬剤については、同等品以上も可とする。ただし、薬事法認可をとった薬剤に限る。）
ア　サフロチン乳剤（プロペタンホス３％）
イ　金鳥ＵＬＶ乳剤Ｅ（ペルメトリン５％）
ウ　ピレスロイド系エアゾール

エ　食毒剤（ホウ酸製剤・ヒドラメチルノン製剤）

８　結果報告

毎月の実施結果報告書を２部作成し、実施月の翌月１５日までに発注者に提出すること。

ただし、３月実施分については３月３１日に提出すること。

なお、結果報告書へは、下記の項目を最低限記載すること。

ただし、緊急対応が必要と判断した場合は、ただちに発注者に連絡し、その後の対応を協議すること。

（１）記載内容

①実施日時

②実施者名

③実施内容

ア　作業場所

イ　調査・防除対象

ウ　調査・防除業務の方法

エ　使用薬剤名、使用量（濃度含む）

オ　調査・作業実施結果

④その他特記事項

９　発注者による業務の履行確認にあたっての留意点

（１）本業務の履行確認のため、次のとおり確認作業（職員による立会い等）を行う。

①総合防除については、全２回のうち１回（いずれかの施設）。

②点検・管理については、全１２回のうち施設ごとに各１回

（２）受注者は、点検への立会いのための日程調整等に協力すること。

（３）上記以外にも立会いを求めることがあるので応じること。

（４）完了検査は、上記の履行確認及び報告書類等に基づく総合的な履行内容の検査とする。

10　委託料の請求

（１）本委託の請求については、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

区分		支払金額 （消費税及び地方消費税を含む）	計算方法	支払区分
1	4～7月分		点検管理28回分に相当する金額として発注者が定めた額。	部分払
2	8～11月分		総合防除3回、点検管理16回分に相当する金額として発注者が定めた額。	部分払
3	12～3月分		総合防除4回、点検管理16回分に相当する金額として発注者が定めた額。	完了払

（２）部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

11　その他

（１）調理場に入る者は腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌（O－26, O－111, O－128, O－157)）を毎月定期的に実施し、業務実施前に検査結果の写しを提出すること。

（２）調理場に入場の際は、センター職員の指示に従って白衣、帽子、マスク及び専用の靴を着用することとし、その場合の調理衣等の費用は、受注者の負担とする。

（３）本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、決定する。